

中小企業者(製造業)の新分野展開を応援します!

新型コロナウイルス感染症による経営上の困難を乗り越え、多角化による安定経営を目指すため、自社の技術等を活かし新分野へ進出する取組みを支援します。 ※本事業は、令和2年度岐阜県9月補正予算が成立することを前提として募集するものです。

● 対象の方

県内に本社又は事業所を有する中小企業者(みなし大企業を除く)で、主たる事業の日本標準産業分類が「E製造業」で、かつ、新分野への展開を目指す企業

※1 「新分野」とは、日本標準産業分類の「細分類」番号(4桁)が「今まで行ってきた事業」と異なる「細分類」となるものをいいます。

※2 「新分野への展開」とは、現在取り組んでいない分野に新たに取り組むもの、もしくは、現在取り組んでいる分野のうち現在主力となりえていない分野(昨年度の売上が全体の20%未満の分野)を拡大し、主力事業とするものをいいます。

● 助成対象事業・助成対象経費

① 専門家指導事業(コンサルティングを含む)

自社の技術等を活かし、新分野への進出に係る市場調査や技術指導を受けるための専門家派遣やコンサルタント会社への委託に要する経費の一部を助成します。

専門家謝金、専門家旅費、委託費(外部専門家等へ調査の一部を委託する経費)

※委託費の中で、設備や機器、備品等の購入はできません。

② 国内展示会出展事業(オンライン出展を含む)

自社の技術等を活かし、新分野へ進出するために国内展示会の出展に要する経費の一部を助成します。

出展小間料、小間工事代、小間装飾代、什器等レンタル料、展示物輸送料、展示物輸送に係る保険料等、通訳料、翻訳料、印刷製本費、委託費(出展事業の一部を委託する経費)

※委託費の中で、設備や機器、備品等の購入はできません。

● 助成率・助成限度額

・助成率:助成対象経費の10/10以内

・助成限度額:①専門家指導事業(コンサルティングを含む) 100万円

②国内展示会出展事業(オンライン出展を含む) 60万円

※①、②の「いずれか一方、もしくは両方」の申請が可能です。

● その他

本助成金では、同一の助成事業(取組み)について、重複して国や岐阜県の補助金等を受け取ることはできません。他の補助金等を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず、双方の事務局に予めご確認ください。

● 募集期間

9月25日(金)~10月15日(木) 17:00まで

※郵送の場合は締切日当日消印有効

● 提出先

〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 10階

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課

・ご不明な点はお問合せください
・申請される前にお知らせください



【お問合せ先】公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

経営支援部 取引課 田中・梅村

TEL (058)277-1092 e-mail torihiki@gpc-gifu.or.jp

※この事業は、岐阜県の補助金を活用して実施しています。



① 専門家指導事業（コンサルティングを含む）

- Q 1 専門家やコンサルタント会社に依頼する内容はどのようなものが助成対象になりますか？
→・新分野進出に関するものであれば対象となります。
例 1 進出を希望する新分野の市場調査
2 新分野展開を行うために必要な技術、設備、経営面等のコンサルティングや専門家派遣
3 新分野展開のために導入した新規設備の技術習得 など
- Q 2 コンサルタント会社への委託の中で、設備や機器、備品等を導入することはできますか？
→・できません。
- Q 3 専門家派遣時の謝金の支給基準（単価）はありますか？
→・専門家謝金を支出する場合は、助成事業者が定める規定等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものがあることが必要です。
・謝金単価を内規等で定めていない場合は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）が定める謝金の基準を上限として対象経費となります。
・なお、所得税の源泉徴収相当額10.21%を差し引いて支給してください。また、源泉徴収した額は所轄税務署へ納付し、その証拠書類を保管してください。
- Q 4 専門家派遣に係る旅費は助成対象になりますか？
→・助成対象になります。
・専門家旅費は、センターが定める支給基準により支給してください。
・なお、グリーン車等の特別に付加された料金は助成対象とはなりません。
- Q 5 専門家派遣に係る宿泊費は助成対象となりますか？
→・助成対象になります。
・宿泊費は、センターが定める宿泊費の基準により支給してください。
・なお、宿泊費がセンターの基準を下回る場合は、実費相当額が対象となります。

② 国内展示会出展事業（オンライン展示会を含む）

- Q 1 国内展示会出展に係る職員の旅費や宿泊費は助成対象になりますか？
→・助成対象とはなりません。
- Q 2 オンライン出展の場合、パソコン等の購入費は対象となりますか？
→・助成対象とはなりません。
・設備や機器、備品等を購入することはできません。
・パソコン等をリースやレンタルする場合は助成対象となります。
- Q 3 国内展示会出展時に利益があった場合はどうなりますか？
→ 利益があった場合は、額の確定時に助成対象経費から除外します。
- Q 4 チラシやポスターのデザインを外部に委託することはできますか？
→・できます。この場合は委託費での支出になります。

③ 共通

- Q 1 新分野進出とは？
→・新分野とは、現行の分野と日本標準産業分類が細分類コード以上で異なるものとし、新分野展開とは、次の①又は②のいずれかを満たすものをいいます。
①現在取り組んでいない分野に新たに取り組むもの
②現在取り組んでいる分野のうち、現在主力となりえていない分野（昨年度の売上が全体の20%未満の分野）を拡充し、主力事業とするものをいいます。
例 1 自動車部品を製造しているが、今回、医療機器の製造への展開を行う。
2 航空機部品を主力としているが、自動車部品も製造している。自動車部品の昨年度の売上は、航空機部品を含めた全体の売上の15%であり、今後自動車部品も主力として製造する。
主たる業種（細分類） : 3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業
今回展開を目指す業種（細分類） : 3113 自動車部分品・附属品製造業
- Q 2 助成対象となる経費は？
→ 助成対象経費は表（おもて）面のとおりですが、次の条件をすべて満たす必要があります。
①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
②交付決定日以降に発生し、助成対象期間内に支払が完了した経費
③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

※詳細については、「助成金の手引き」をご参照ください。
不明な点は、裏面の【お問合せ先】にお問合せ願います。